

# 中学校における夏季休業日の縮減について

## ～確かな学力の定着と豊かな心の育成をめざして

平成 16 年 9 月

葛飾区教育振興ビジョンプロジェクト委員会

などの教科時数が週当たり 1 時間削減されました。そのため、どのようにして、きめ細かな指導や継続的な学習を展開し、基礎・基本の定着を図っていくか、教員の多くが頭を悩ますところです。

生徒からは、昨年実施した、学校教育アンケートでわかるとおり、「わかるまでじっくり勉強を教えてほしい」「自分の力に合ったスピードで授業を受けたい」という声が聞かれています。

こうした状況の中で、保護者等を中心に、子どもたちの学力低下を懸念する声も高まっています。

東京都教育委員会が本年 6 月に発表した「学力向上を図るための調査」では、本区の生徒の平均正答率は、全教科において都の平均を下回りました。中でも数学と英語は都の平均との差が大きく、理科を含めて基礎・基本の定着が不十分で、課題のあることがわかりました。

この調査は都教委が都内全ての公立中学校 2 年生を対象に、今年 2 月に実施したものです。今回の調査が第 1 回目であり、しかも、特定の 1 学年だけを対象としています。確かな学力の定着度を見るには、特定の学年だけでなく、また、数年以上続けて学力調査を実施し、経年的な変化を追うことが必要です。したがって、この結果だけから、直ちに本区中学生の基礎・基本の定着度を判断することは適当ではありません。しかし、本区の子どもの基礎学力が決して楽観できる状態にはあるとは言えず、確かな学力を定着させていくために、さらに各学校の創意工夫した取組が必要です。

一方、各学校が指導時間の確保に苦心する中で、生徒を理解する上で重要な教育相談や、放課後に子どもたちと接する時間が以前と比べて少なくなっています。

そのため、学力の面だけでなく、豊かな心や人間性を育成する上でも、子どもたちへの影響が懸念されます。

近年、これまでは想定できなかったような、子どもたちの引き起こす重大な問題行動が発生しております。また、社会の基本的なルールを守れない子ども、良好な人間関係を築くことができない子ども、他者への思いやりに欠け、我慢できない子どもも増加しております。

これらは社会の変化に伴い、家庭や地域社会の教育力が低下したことも一

## 1 学校教育の現状と課題

新しい学習指導要領では、各学校がゆとりの中で特色ある教育活動を展開し、子どもたちに豊かな人間性や、基礎・基本となる学習内容を身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことを基本的なねらいにしています。

本区では、平成 15 年 11 月に「葛飾区教育振興ビジョン」を策定し、今後 5 ヶ年程度の中期的な教育の基本方針を定めました。

その中で、本区は「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「新たな学校の取組と家庭・地域社会との連携」を柱にして、子どもたちの人間力育成に向けた施策の展開を図ることにしました。

「確かな学力の定着」の柱では、取組項目の一つに「授業時数の確保」があります。ビジョンでは、学校週 5 日制の完全実施で、標準授業時数の確保が容易ではなくなっている現状を踏まえ、「夏季休業日の縮減を検討し、授業時数の確保に取り組んでいく」としています。

現在、中学校の授業日数は平均で約 200 日、標準授業時数は 980 時間になっています。昭和 40 年代との比較では、日数で約 50 日、時数では約 200 時間減少しています。また、改訂前の学習指導要領の時と比較しても、日数で約 20 日、時数で約 70 時間減少しています。

標準授業時数については学校教育法施行規則で定められていますが、各学校においては、学校行事等を含んだ教育課程全体の均衡を図りながら、学習指導要領に基づいて各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動など全体の教育活動を適切に実施するために、必要な指導時間を確保することが求められています。

必要な指導時間の確保とは、標準授業時数を形式的に確保することだけを意味するものではなくて、新学習指導要領の基本的なねらいを実現するために、指導方法、指導体制の質的な改善を図りつつ、指導に必要な時間を実質的にも確保することであるとされています。

しかし、「標準授業時数」を確保するために、各種行事、定期考査、家庭訪問などを縮小、廃止してきたのが各学校の実情と言えます。

その上、新学習指導要領では、確かな学力の基本となる国語、数学、英語

因ですが、学校教育においても人間性をはぐくむ教育活動が不足していたことは否定できません。

これからは、学校が家庭や地域社会と連携して、次代を担う子どもたちに対し、正義感、思いやりの心などをはぐくみ、豊かな人間性をもった社会人を育成していくことが重要な課題になっています。

そして、夏季休業日を縮減して、年間の授業日数を確保するには、連日 30 度を超す真夏の学習環境が課題です。その意味で、6 月末までに中学校の全普通教室が冷房化され、初めて全学年・全生徒を対象に行われた今年の夏季学習教室は、暑さの厳しい夏季に授業を行う場合の目安になります。

夏季学習教室の終了後、各学校からとったアンケートによると、平均で 11.3 日間学習教室が開設され、一日当たりの開設時間は、ほとんどの学校が昨年の 1、2 時間から、今年は 3、4 時間程度に拡充して行われました。

在籍生徒数に対する参加生徒の割合（参加率）は、中学 1 年生が 64.3%、2 年生が 52.4%、3 年生が 50.2%で、全学年の平均は 55.7%でした。

生徒一人当たりの平均参加日数は、1 年生が 6.2 日、2 年生が 5.9 日、3 年生が 7.2 日、全学年の平均は 6.4 日でした。

アンケートの中で、生徒に自由に記述してもらった意見では、「家でやるよりも集中して勉強ができた」「家よりも学校で勉強の方が規則正しく、やる気が出た」「エアコンが効いていて、勉強がはかどった」など、肯定的な内容が数多くありました。

このように、冷房化により全生徒を対象にした夏季学習教室が円滑に実施され、中学校においては、暑さの厳しい夏季に授業を行う学習環境は整ったと言えます。

## 2 規則を改正する目的

1の「現状と課題」では、新学習指導要領に基づき、確かな学力の定着をめざしてきましたが、授業時数の確保に苦しみ、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、継続的な学習が容易ではなくなっている現状、本区の中学生の学力の現状を述べ、こうした状況の中で、保護者等を中心に学力低下を懸念する声があることを指摘しました。

また、子どもたちを理解する上で重要な教育相談や、放課後における教員と子どもたちとの人間的なふれあいが減少するなど、豊かな人間性を育成する上で、その影響が心配されています。

こうしたことから、年間の授業日数を増やして、必要な指導時間を実質的に確保していくことが必要です。そのためには、3の「規則改正の内容」の中で、後ほど述べる理由により夏季休業日を縮減していくことが適当です。

その上で、基礎学力の定着が不十分な子どもたちには、繰り返し学習や個に応じた指導で基礎・基本を確実に身に付けさせていくことが大切です。また、学習の進んでいる子どもたちには発展的学習を行うなど、より充実した学習指導を行うことも必要です。

それとともに、教育相談の充実や放課後等に子どもたちと接する時間を多く持ち、家庭、地域社会と連携して、心の教育や家庭教育の充実など豊かな人間性を育む教育活動を一層進めていかなければなりません。

各学校長はこうした考えに立ち、リーダーシップを十分に発揮して、それぞれの学校の目標達成に向け、創意工夫を凝らした取組を一層進めていくことが求められます。

以上のように、本区が「学校の管理運営に関する規則」を改正し、夏季休業日を縮減する目的は、各学校がゆとりある教育課程の中で、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開して、子どもたちに確かな学力の定着を図るとともに、豊かな人間性の育成に寄与することにあります。

4

式)を8月25日にすることが望ましいという結論になりました。

施行時期については、全ての中学校の普通教室が冷房化され、初めて全生徒を対象に行われた夏季学習教室も円滑に行われたことから、「勉強がわかるようになりたい」という生徒の期待や、学力低下を懸念する保護者の声に応じていくためにも、できるだけ早く夏季休業日の短縮を実施していくことが望まれます。

こうした状況を考えると、規則改正の施行は、平成17年度からとすることが適当です。

なお、授業日数の確保の方法としては、他の自治体で試みられている2学期制を導入するという考え方もあります。

2学期制は「長い期間でじっくり学習ができる」「ゆとりある学校行事が実施できる」などの利点があります。しかし、定期考査による評価や通知表による評定の回数が減ることへの対応や、学期途中の長期休業日のあり方、秋休みの検討など課題も少なくありません。

また、各学校で、2の「規則を改正する目的」で述べたような取組を行っていくには、必ずしも日数の確保が十分ではありません。

こうした理由などから、本区としては2学期制ではなく、夏季休業日の縮減により授業時数の確保に取り組んでいくことが適当であると言えます。

改正後の規則は次のようになります。

- (1) 学 期 ①第1学期は4月1日から8月24日までとする。
- ②第2学期は8月25日から12月31日までとする。
- (2) 休業日 夏季休業日は7月21日から8月24日までとする。
- (3) 施 行 施行は平成17年4月1日とする。

6

## 3 規則改正の内容

夏季休業日を短縮する方法としては、(1)1学期の授業の終わり(終業式)を繰り下げ、夏季休業日の開始を7月末にする方法と、(2)1学期の終業式を現行のままにして、2学期の始め(始業式)を繰り上げる方法、のいずれかに大別されます。

まず、(1)の方法では、1学期の一部として連続性があり、落ち着いて授業に取り組み、中間テストも比較的容易に実施しやすい、などのメリットがあります。

しかし、その反面、部活動の大会や教員の研修、夏祭りなど地域の行事がこの時期に集中して行われることが多く、生徒をはじめ、各方面への支障が少なからずあります。

次に、(2)の方法では、ゆとりを持って2学期の授業を充実させていくことができます。また、(1)に記述したような支障があまりなく、学校、保護者、生徒や関係者にも受け入れられやすい、などの理由から本区では(2)の方式をとることが適当であると言えます。

夏季休業期間の短縮日数については、次のような学校現場の現状や課題なども踏まえ、総合的に検討しました。

すなわち、学校現場では、新学習指導要領の実施により、授業時数が年間70時間削減され、演習や継続的な学習など、基礎学力を定着させるための十分な時間がとれなくなったとの声があります。そのため、こうした取組が可能になる時数を確保していく必要があります。

一方、野外活動や部活動における合宿・大会への参加などは、長期の休業期間ならではの活動として可能になることです。また、家族や友人との旅行をはじめ、夏期休業期間中の様々な体験なども子どもの成長にとって大切なことです。

夏季休業日の持つこうした意義を十分に認め、その日数を確保しながら、一方で、学力向上等に向けて各学校が様々な取組をしていくには、現状より年間で30時間程度(6時間×5日間)の時間を授業日数として増やすことが適当であると考えます。

具体的には、夏季休業期間を現行より1週間短縮し、2学期の開始(始業

5

## 4 確かな学力の定着と豊かな心の育成をめざして

規則改正により増えた1週間の、従来どおりの時間割で実施することもできますが、各学校が学力向上や豊かな心の育成を目指す明確な目標を持って、その実現に向け、創意工夫を凝らし、積極的な取組をすることが望まれます。

プロジェクト委員会では、こうした積極的な取組を、代表的ないくつかのパターンに分けて、シミュレーションを行い、その効果や課題を探りました。

### 【年間を通じた取組】

#### (1) 特定の教科の授業時数を増やす

- ①特定の1教科に増加時間数すべてを配分する。  
(週当たり1時間の授業時間数の増加が可能となる。)
- ・1～3年すべて同じ教科に増加時間数を配分する。
- ・学年ごとで増加時間数を配分する教科を変える。  
(例 1年:英語 2年:国語 3年:数学)

#### <効果>

1教科に増加時間数のすべてを配分すると、授業時間数は、現状の週3時間から週4時間となり、学習の継続性が確保されるとともに、きめ細かい指導を行う時間的ゆとりが生まれ、確かな学力の定着を図ることができる。

#### <課題>

現状の教員数では不足する場合がある。

#### ②複数教科に増加時間数を配分する。

- (ア) 学期ごとに増加する教科を決める(例 1学期は英語10時間増、2学期は国語10時間増、3学期は数学10時間増)
- (イ) 年間を通して、各教科に配分する(例 数学15時間、英語15時間)

7

<効果>

複数教科に増加時間を配分すると、教育課程の編成に応じて比較の変更が少なく済む。定期テスト前に集中して時間を配分するなど、学校の実態に応じた取組も可能になる。

<課題>

授業時間数が増加した教科の教員の持ち時間数が増加し、負担が大きくなる。

(2) 特定の教科の授業時数を増やさずに行う各種取組

① 学力の向上を図る。

増加した 30 時間を活用し、適切な時期に、基礎学力向上トライアスロン(国・数・英)、学力向上教室、中間テストの復活等を行う。

<効果>

期末テストの前週に習熟度別に学力向上教室を実施し、学習内容の確実な定着を図る。

② 体験的な活動や生徒会活動等を充実し、豊かな心を育む。

増加した 30 時間を活用し、職場体験・ボランティア体験や生徒会活動、文化祭など各種行事に充てる。

<効果>

文化祭、職場体験、ボランティア体験、卒業関連行事等を充実した内容で実施できる。

③ 各校の実態に応じて様々な取組を行う。

朝読書、学力向上教室、教育相談等に各校の特色に応じた取組を行う。

<効果>

奉仕活動や地域活動、生徒会活動などの体験活動にじっくりと取り組むことで、豊かな体験を数多く経験することができる。また、三者面談や教育相談等に時間をかけられ、進路指導等に大きな効果が考えられる。

<効果>

生徒の実態等に応じて、各校が創意工夫を凝らし、必要だと考えられる取組を実施することができる。このことは、生徒の資質・能力の向上とともに、教員のやる気を喚起し、学校の活性化にもつながる。

【夏季期間集中型】

(1) 各学校の特色ある活動に充てる取組

期間中は授業を午前中で終え、増加した 30 時間を活用し、午後(5 校時、6 校時)は各学校の特色を生かし、多様な教育活動に充てる。

(例)・教科の授業時間・学力向上教室・各種検定に向けた取組・読書活動・職場訪問やボランティア等の体験活動・二者面談や三者面談等の教育相談・生徒会活動

<効果>

年間の教育課程編成は、夏季(7 月、8 月)を変更するだけで済み、円滑な制度の移行が期待できる。放課後を有効に使える。

(2) 学力向上を図る取組

増加した 30 時間を活用し、午後(5 校時、6 校時)を授業や学力向上教室に充てる。

<効果>

夏季休業日の前後で、授業のほかに、復習を中心とした学力向上教室を併せて行うことで、学力向上に効果的に取り組むことができる。

(3) 豊かな体験や教育相談の充実に向けた取組

増加した 30 時間を活用し、豊かな人間性育成のため、午後(5 校時、6 校時)を体験活動や教育相談等に充てる。

5 今後の方向性

既に述べたように、今回の規則改正で、授業日数で 5 日間、時数で 30 時間を新たに確保することが可能になります。教育振興ビジョンに掲げられた目標を実現し、夏季休業日を縮減する趣旨に沿うには、各学校がこの増加した授業時数を有効に使い、具体的な目標を立てて、その達成に向け、積極的に取り組むことが大切です。それとともに、教育委員会が各学校の意欲的な取組を積極的に支援していくことが重要です。

そのため、教育委員会は、明確な目標と計画を持ち、特に意欲的に学力向上や豊かな心の育成に取り組む学校を、「教育研究推進モデル校」として指定し、その取組が一層推進されるように支援していくことが求められます。

学力向上に向けた意欲的な取組としては、例えば、国語、数学、英語などの特定の教科について、現状の週 3 時間(1 年生の国語を除く)の授業時数を週 4 時間に増やし、今まで以上にきめ細かな指導をしていくようなケースが考えられます。

また、心の教育を充実していく取組としては、例えば、学校外における職場体験、ボランティア体験などの体験学習や、教育相談活動の充実、親子触れ合い教室の実施など、より多くの体験を通して、豊かな人間性の育成を図っていくケースが想定されます。

教育委員会は、こうした「教育研究推進モデル校」に対しては、弾力的な教育課程の編成を認め、意欲的な取組がさらに推進されるように支援していく必要があります。

あわせて、教員や講師、学習指導員などの加配や予算上の措置などについても、積極的に検討していくことが求められます。

## 【年間を通じた取組】

(1) 特定の教科の授業時数を増やして行う取組

① 特定の1教科に増加時間数をすべてを配分する。

&lt;少人数授業を実施していない場合&gt;

【(例) 英語に増加時間数をすべてを配当し、週4時間授業とする。】

ア 9学級(各学年3クラス)の場合 英語教員の定数2名(学級担任2名)

	必修	選択	道徳他	合計授業時間	教員一人当たり
週3時間	9×3h=27	7.7	12	46.7	23.4
週4時間	9×4h=36	7.7	12	55.7	27.9

学校規模が9学級の場合、教員2名で週4時間授業を行うには、無理が生じる。講師対応等で教員1名の増員が必要である。

イ 12学級(各学年4クラス)の場合 英語教員の定数3名(学級担任2名、副担任1名)

	必修	選択	道徳他	合計授業時間	教員一人当たり
週3時間	12×3h=36	7.7	16	59.7	19.9
週4時間	12×4h=48	7.7	16	71.7	23.9

学校規模が12学級の場合は、現行の教員数で、週4時間授業は可能である。

&lt;少人数授業を実施している(2クラス3分割)場合&gt;

ア 9学級(各学年3クラス)の場合 英語教員の定数2名、加配1名(学級担任2名、副担任1名)

1学年2学級3分割ABCと2分割DEの合計5クラス

	必修	選択	道徳他	合計授業時間	教員一人当たり
週3時間	15×3h=45	7.7	16	68.7	22.9
週4時間	15×4h=60	7.7	16	83.7	27.9

英語科教員1人当たりの持ち時数の限度は週当たり24時間となっているため、学級担任の場合、持ち時数は教科で18時間、道徳等で6時間と設定できる。これで計算すると、教員1人当たり3.9時間、3名で計11.7時間の不足時数が生じる。講師対応等

(2) 特定の教科の授業時数を増やさずに行う取組

① 学力の向上を図る

学期	実施内容	実施時数
1	◇中間考査(国・社・数・理・英の5教科)	5時間
	◇基礎学力向上トライアスロン(国・数・英)	2時間
	◇習熟度別少人数指導による学力向上教室	5時間
2	◇基礎学力向上トライアスロン(国・数・英)	2時間
	◇必読書関係読書感想文	2時間
	※習熟度別少人数指導による学力向上教室	10時間
3	◇百人一首大会	2時間
	◇基礎学力向上トライアスロン(国・数・英)	2時間

平成17年度 11月第4週(11/21~25)

校時	21(月)	22(火)	23(水)	24(木)	25(金)
1			勤 労 感 謝 の 日		
2					
3					
4					
5	学力向上教室	学力向上教室		学力向上教室	学力向上教室
6	学力向上教室	学力向上教室		学力向上教室	学力向上教室

※11月第5週の11/28、29、30の3日間が、期末考査とすると、その前週に習熟度別に学力向上教室を実施し、学習内容の確実な定着を図る。

② 体験的な活動や生徒会活動等を充実し、豊かな心を育てる

学期	実施内容	実施時数
1	◇生徒会自治活動・生徒総会	5時間
	◇セーフティー教室	2時間
2	※職場体験・ボランティア体験「チャレンジウィーク」	10時間
	◇心の教育座談会(生徒参加のシンポジウム等)	2時間
	◇文化祭	6時間
3	◇卒業関連行事	3時間
	◇年度末大掃除	2時間

で教員1名の増員が必要となる。

イ 12学級(各学年4クラス)の場合 英語教員の定数3名、加配1名(学級担任2名、副担任2名)

1学年2学級3分割ABCとDEFの合計6クラス

	必修	選択	道徳他	合計授業時間	教員一人当たり
週3時間	18×3h=54	7.7	20	81.7	20.4
週4時間	18×4h=72	7.7	20	99.7	24.9

アと同様に考えると、教員1人当たり0.9時間、4名で計3.6時間の不足時数が生じる。

ウ 15学級(各学年5クラス)の場合 英語教員の定数4名、加配1名(学級担任3名、副担任2名)

1学年2学級3分割ABCとDEF、1学級2分割GHの合計8クラス

	必修	選択	道徳他	合計授業時間	教員一人当たり
週3時間	24×3h=72	9.9	26	107.9	21.6
週4時間	24×4h=96	9.9	26	131.9	26.4

アと同様に考えると、教員1人当たり2.4時間、5名で計12時間の不足時数が生じる。講師対応等で教員1名の増員が必要である。

② 複数教科に増加時間数を配当する。(本文参照)

平成17年度 9月第4週(9/19~23)

校時	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	23(金)
1					
2	敬 老 の 日				
3			チャレンジ	チャレンジ	
4			チャレンジ	チャレンジ	
5			チャレンジ	チャレンジ	チャレンジ
6			チャレンジ	チャレンジ	チャレンジ

※9月第4週の9/20、21、22の3日間をチャレンジウィークとし、職場体験等を行う。学校へ一旦登校してから、各職場へ向かうことにより、生徒の活動状況等を把握しやすくなる。

③ 各校の実態に応じて様々な取組を行う

学期	実施内容	実施時数
1	◇体力・運動能力テスト	4時間
	◇三者面談などの教育相談	5時間
	◇各種検定	1時間
2	※③秋の全校朝読書活動(10週間)	10時間
	◇習熟度別少人数指導による学力向上教室	5時間
	◇心の教育座談会(生徒参加のシンポジウム等)	2時間
	◇各種検定	1時間
3	◇各種検定	1時間
	◇卒業関連行事	1時間

平成17年度 10月第4週(10/17~)から、10週間

校時	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)
朝	全校朝会	朝読書	朝読書	朝読書	朝読書
1					
2					

※朝の時間は、8時30分から8時45分とし、全校一斉に読書活動を行う。12月第3週までの10週間で(中間、期末考査や文化祭等の行事のある日は除く)約10時間の実施とする。

【夏学期間集中型】

(1) 各学校の特色ある活動に充てる取組

◆ 1 学期末

	7 / 4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)
5 校時	1	3	5	7	9
6 校時	2	4	6	8	10

	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)
5 校時	11	13	15	17	19
6 校時	12	14	16	18	20

	18 (月)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)
5 校時	<海の日>	21	<終業式>	<夏季休業>	<夏季休業>
6 校時		22			

◆ 2 学期始

	8 / 25 (水)	26 (木)	27 (金)	30 (月)	31 (火)
5 校時	<始業式>	23	25	27	29
6 校時		24	26	28	30

※増加した 30 時間を学期末、学期始の午後に割り当てると、平成 17 年度は上記の表のようになる。各校は、この 30 時間を利用して、特色ある取組を進める。

(2) 学力向上を図る取組例

◆ 1 学期末

	7 / 4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)
5 校時	授 業 1	授 業 3	授 業 5	授 業 7	授 業 9
6 校時	学力向上教室 2	学力向上教室 4	学力向上教室 6	学力向上教室 8	学力向上教室 10

	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)
5 校時	授 業 11	授 業 13	授 業 15	授 業 17	授 業 19
6 校時	学力向上教室 12	学力向上教室 14	学力向上教室 16	学力向上教室 18	学力向上教室 20

葛飾区教育振興ビジョンプロジェクト委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 葛飾区教育振興ビジョンの実現に向け設置された、葛飾区教育振興ビジョン推進委員会第 1 作業部会（以下「部会」という。）の検討事項のうち、中学校における夏季休業日の縮減について検討するため、葛飾区教育振興ビジョンプロジェクト委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討項目)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討し、部会に報告を行う。

- (1) 学校教育の現状と課題について
- (2) 夏季休業日の縮減について
- (3) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、教育委員会事務局教育振興担当部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。

	18 (月)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)
5 校時	<海の日>	学力向上教室 21	<終業式>	<夏季休業>	<夏季休業>
6 校時		学級指導 22			

◆ 2 学期始

	8 / 25 (水)	26 (木)	27 (金)	30 (月)	31 (火)
5 校時	<始業式>	学力向上教室 23	学力向上教室 25	授 業 27	授 業 29
6 校時		学力向上教室 24	学力向上教室 26	授 業 28	授 業 30

(3) 豊かな体験や教育相談の充実に向けた取組例

◆ 1 学期末

	7 / 4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)
5 校時	学力向上教室 1	学力向上教室 3	学力向上教室 5	学力向上教室 7	学力向上教室 9
6 校時	三者面談 2	三者面談 4	三者面談 6	三者面談 8	三者面談 10

	11 (月)	12 (火)	13 (水)	14 (木)	15 (金)
5 校時	体験活動 11	体験活動 13	体験活動 15	生徒会活動 17	生徒会活動 19
6 校時	体験活動 12	体験活動 14	体験活動 16	生徒会活動 18	生徒会活動 20

	18 (月)	19 (火)	20 (水)	21 (木)	22 (金)
5 校時	<海の日>	学力向上教室 21	<終業式>	<夏季休業>	<夏季休業>
6 校時		学級指導 22			

◆ 2 学期始

	8 / 25 (水)	26 (木)	27 (金)	30 (月)	31 (火)
5 校時	<始業式>	学力向上教室 23	学力向上教室 25	学力向上教室 27	学力向上教室 29
6 校時		学級指導 24	教育相談 26	教育相談 28	教育相談 30

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(別表)

	職 名	氏 名
委員長	教育委員会事務局教育振興担当部長	柏 崎 裕 紀
副委員長	葛飾区立中学校校長会会長	松 本 實
委 員	葛飾区立水元中学校校長	山 本 和 夫
	葛飾区立双葉中学校校長	瀬 田 栄 司
	葛飾区立亀有中学校校長	脇 坂 淨 教
	葛飾区立立石中学校校長	深 澤 孝 二
	葛飾区立新小岩中学校校長	余 野 直 紀
教育委員会事務局指導室長	押 尾 賢 一	
事 務 局	教育委員会事務局教育振興担当係長	千 葉 直 志
	教育委員会指導室指導主事	鈴 木 明 雄
	教育委員会指導室指導主事	大 字 弘 一 郎